



* 0056014000 *

0056014-000

特249-217

スパイ戦に備へて

兵庫県防諜研究会・編

兵庫県防諜研究会

昭和13

AJB

特249

217



スパイ戦

に備へて

編會究研諜防縣



特 249

217

スパイ戦

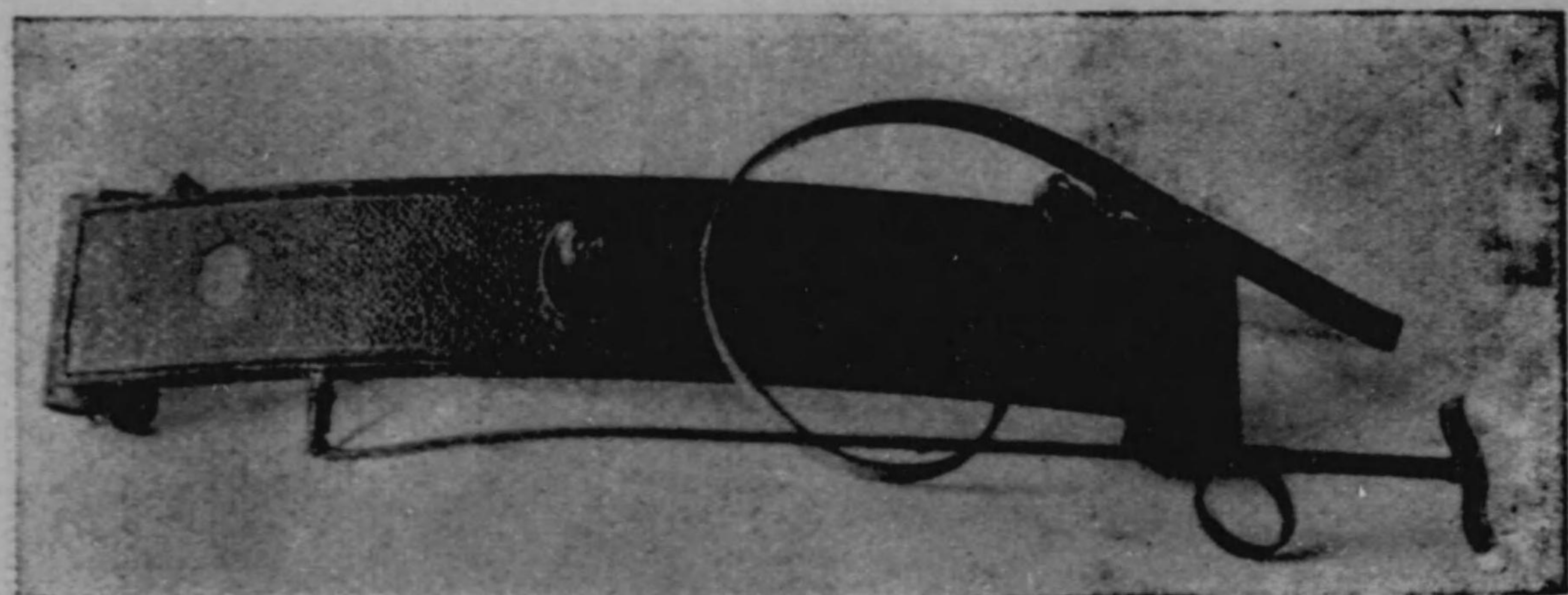
に備へて



編會究研諜防縣庫兵



特 249
217

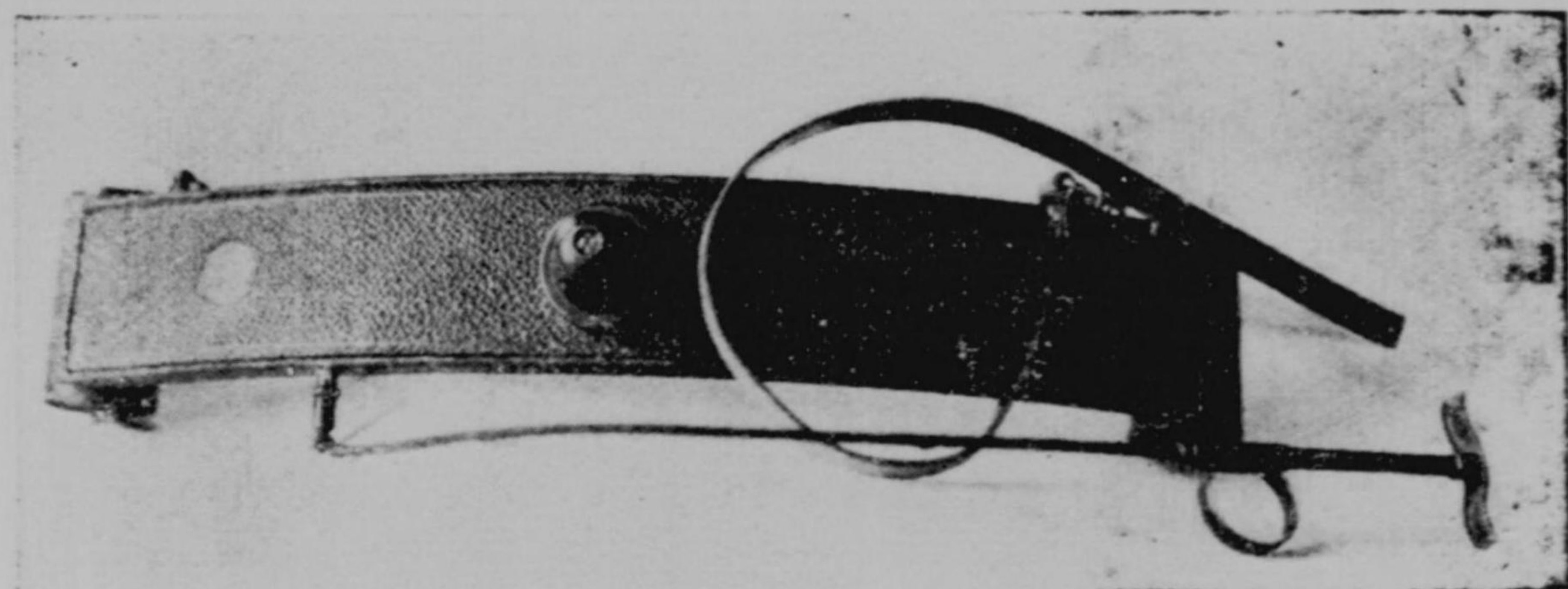


(1) 帶皮に装置した寫眞機

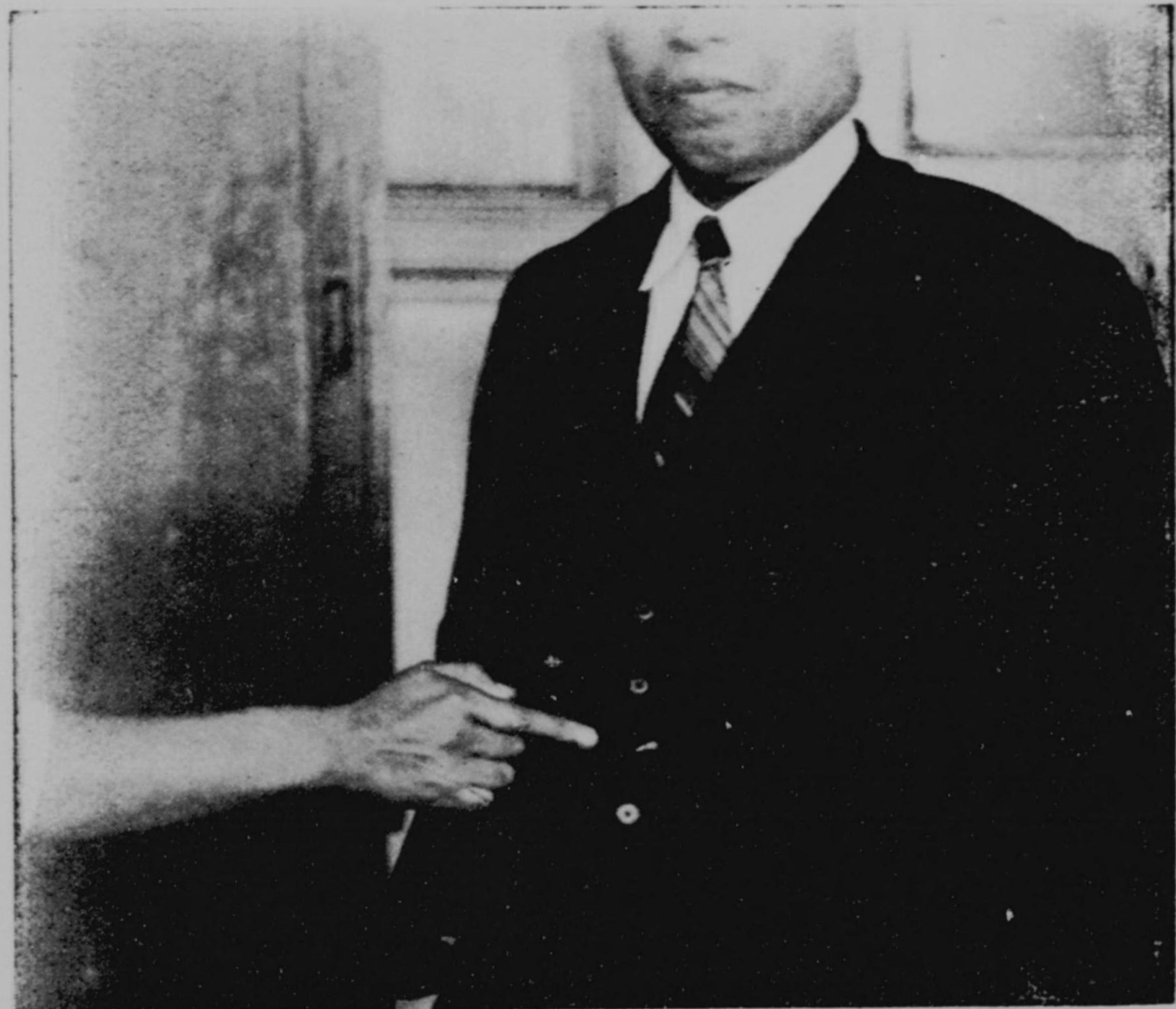


(2) 其の使用方法

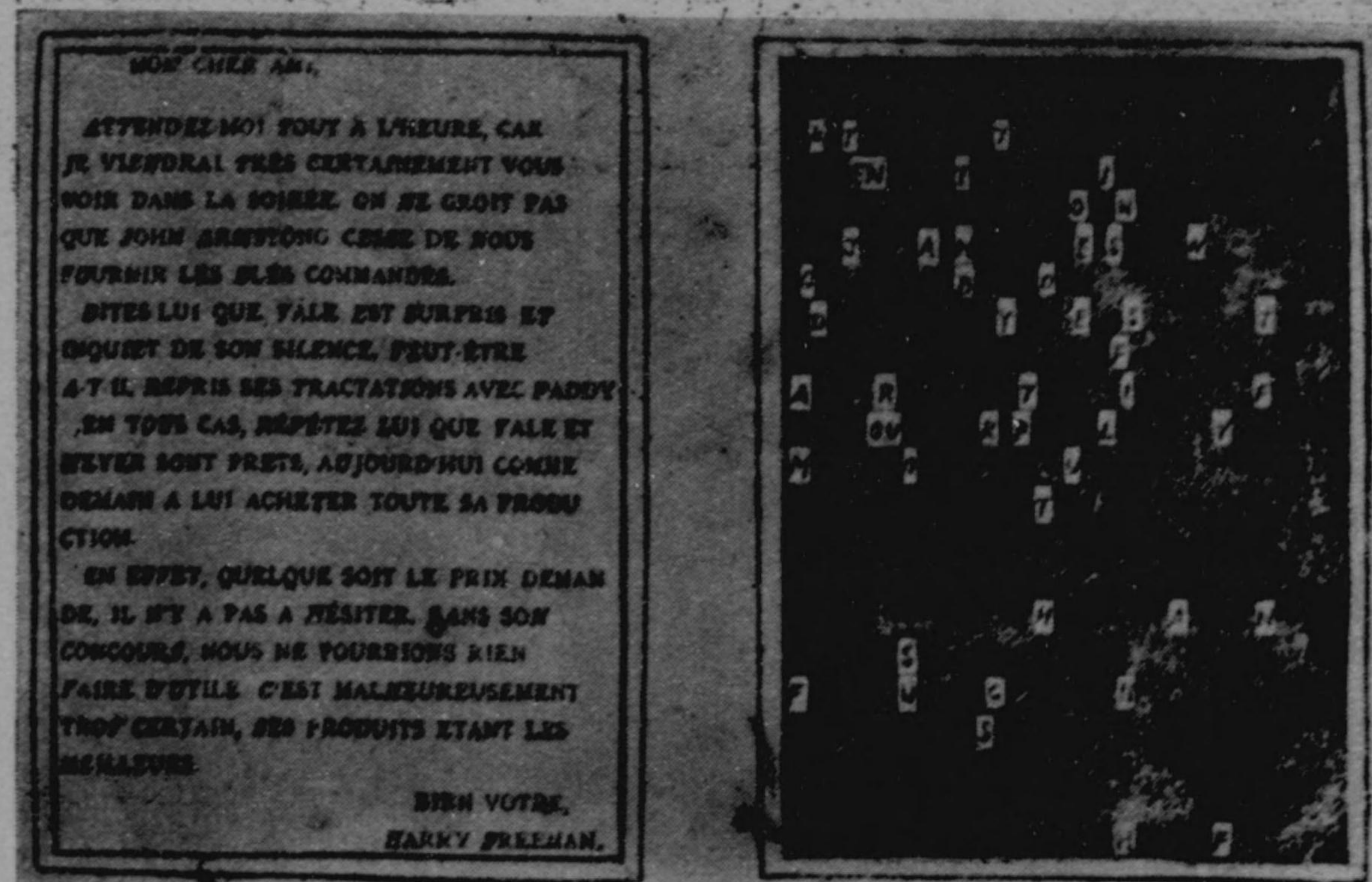
特 249
217



(1) 帶皮に装置した寫真機



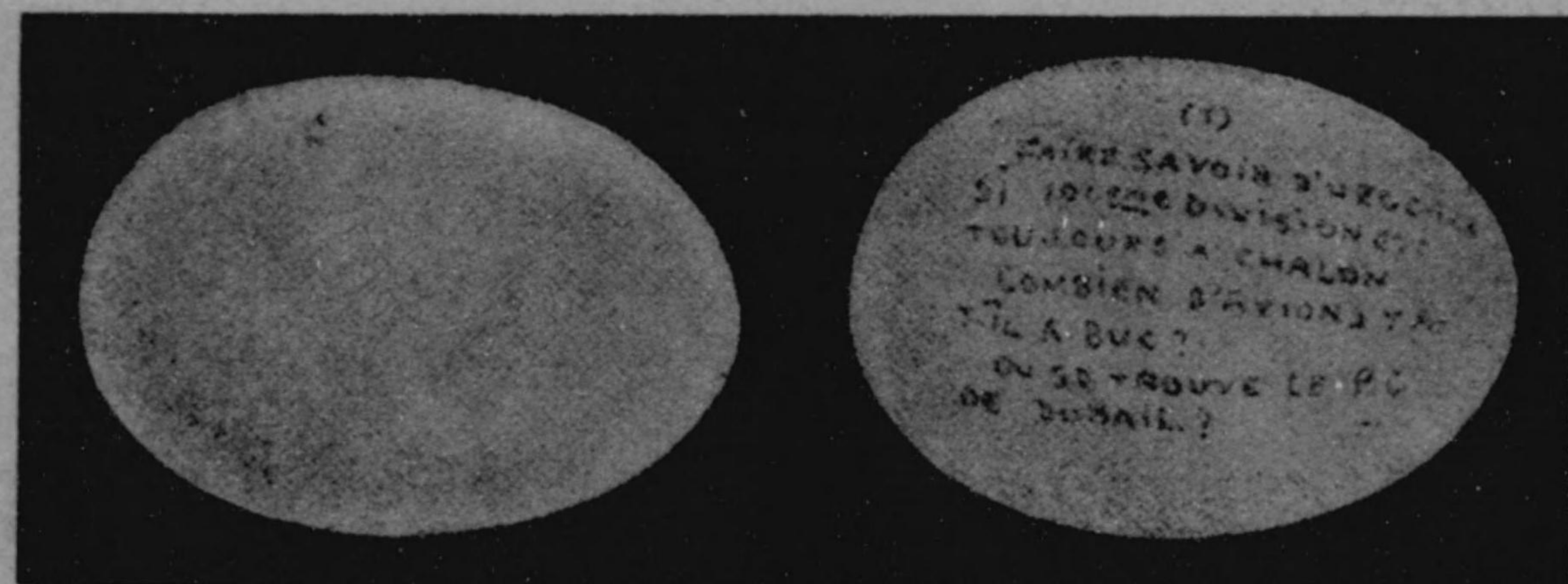
(2) 其の使用方法



秘密文書のトリックの例

左圖は某國スパイが本國へ送つた普通手紙であるが、この手紙に
 豫て用意の型紙を當てるに右圖の如くなる。即ち

“注意セヨ、ジエームス、ノボダイエスト、ノ兩名ハ、プリマウ
 ス軍港へ出發ス、H. F.”



秘密インクの例

左は現像前の雞卵、右圖は現像後の雞卵

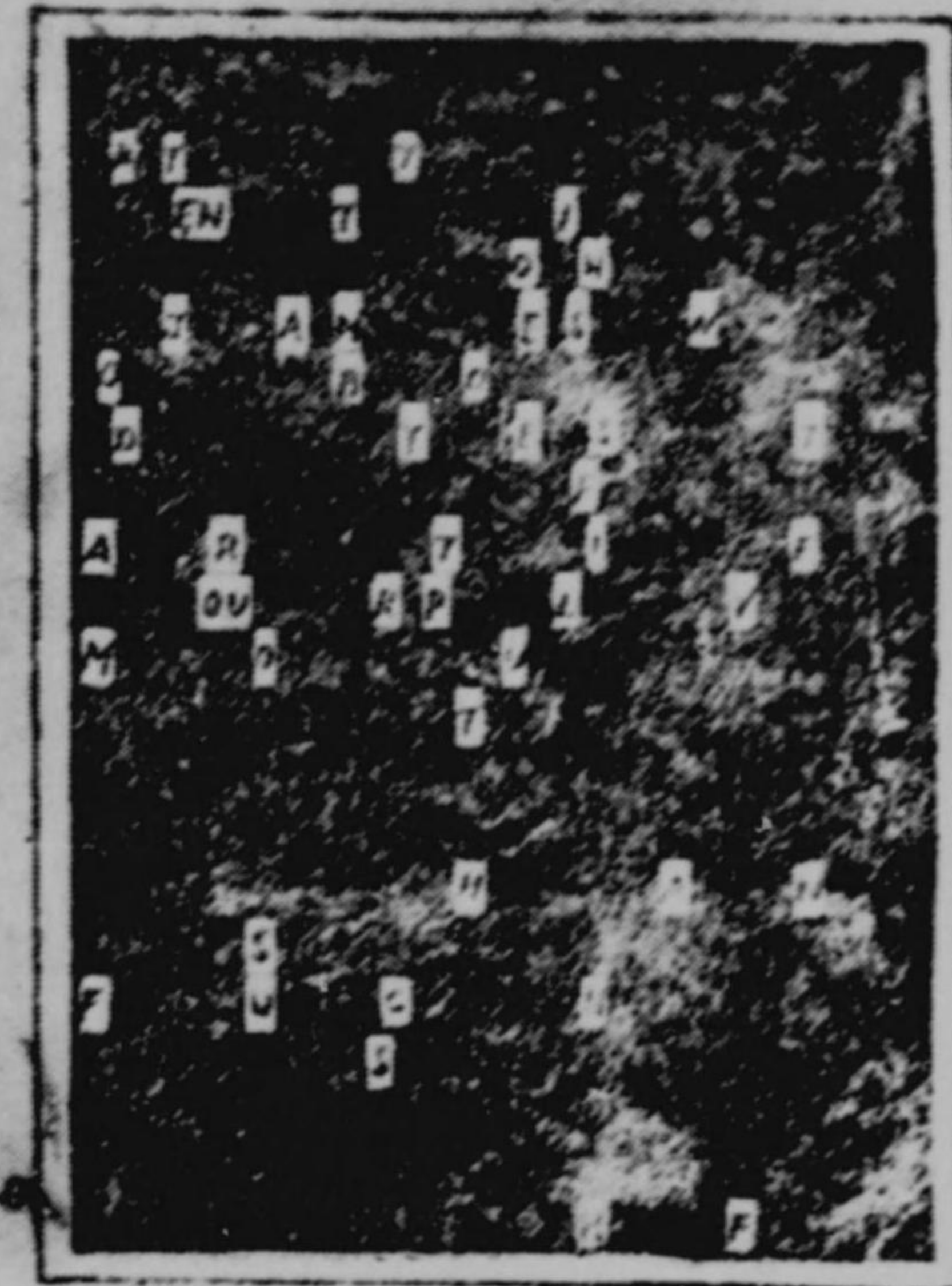
MON CHER AMI,

ATTENDEZ MOI TOUT A L'HEURE, CAR
 JE VIENDRAI TRÈS CERTAINEMENT VOUS
 VOIR DANS LA SOIRÉE. ON NE GROIT PAS
 QUE JOHN ARNSTONG CÈSE DE NOUS
 FOURNIR LES MÊS COMMANDES.

DITES LUI QUE YALE EST SURPRIS ET
 INQUIET DE SON SILENCE. PEUT-ÊTRE
 A-T-IL REPRIS SES TRACTATIONS AVEC PADDY.
 EN TOUS CAS, RÉPÉTEZ LUI QUE YALE ET
 MEYER SONT PRÊTS, AJOURD'HUI COMME
 DEMAIN A LUI ACHETER TOUTE SA PRODU
 CTION.

EN EFFET, QUELQUE SOIT LE PRIX DEMAN
 DE, IL N'Y A PAS A HÉSITER. SANS SON
 CONCOURS, NOUS NE POURRIONS RIEN
 FAIRE D'UTILE. C'EST MALHEUREUSEMENT
 TROP CERTAIN, SES PRODUITS ÉTANT LES
 MEILLEURS.

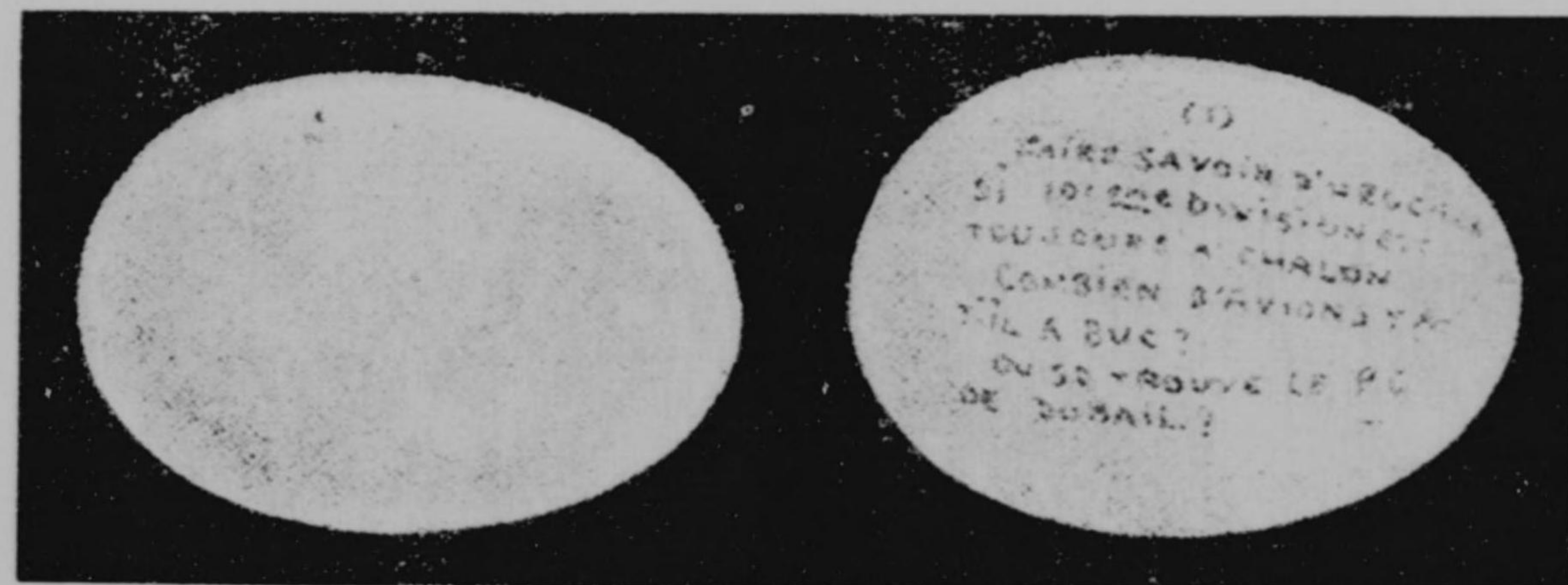
BIEN VOTRE,
 HARRY FREEMAN.



秘密文書のトリックの例

左圖は某國スパイが本國へ送つた普通手紙であるが、この手紙に
 豫て用意の型紙を當てるま右圖の如くなる。即ち

“注意セヨ、ジエームス、ノボデイエスト、ノ兩名ハ、プリマウ
 ス軍港へ出發ス、H. F.”



秘密インクの例

左は現像前の雞卵、右圖は現像後の雞卵

目次

はしがき

一、 諜報スハイ

二、 國情調査

三、 軍機保護法

四、 宣傳戰

五、 流言蜚語

六、 思想謀略

七、 謀略戰

八、 人民戰線

九、 附録

一、 ① 軍機保護法

② 要塞地帯法 (抜萃)

一

三

八

五

三

〇

三

六

五

八

三



③ 刑 法 (外患ニ關スル罪拔萃).....	四
④ 警察犯處罰令 (流言蜚語ニ關スル罪拔萃).....	四
⑤ 陸軍刑法 (造言飛語ニ關スル罪拔萃).....	四
⑥ 海軍刑法 (造言飛語ニ關スル罪拔萃).....	四
⑦ 出版法 (拔萃).....	四
⑧ 新聞紙法 (拔萃).....	四
二、「外謀ノ活動狀況」表.....	四九
三、スパイに關する國民の心得.....	五〇
四、防諜標語集.....	五三

はしがき

「人類の歴史は争鬪の歴史である」と謂はれてゐるが、敢へて世界戦史を繙くまでもなく、われわれ人類社会は民族と民族との争ひ、國家と國家との鬪ひの連続であり、暫らくは平和であるかに見える時代も、實は次の戦争への準備期間としての一段階に過ぎない。之は過去に於ける儼然たる事實であつたと同様に、將來に於てもまさに相違なき事實であらうことを斷言して憚らぬ。

しかも、われわれ既往の戦争観なるものは單に武力と武力との角逐抗争の夫れであつた。然り、過去に於ては「戦争即武力戦」であつたのであるが、世界大戦を契機として戦争型態にも一大變革が齎せられ、今や國民と國民とを擧げて戦ふところの全體戦、いはゆる國家總力戦の時代に到達して武力戦と經濟戦及び思想戦とは相關的な有機的關係に立つ綜合戦を展開し茲に國民の全體戦争を現出するに至つたのである。従つて、國と國との間には砲煙彈雨、干戈相見ゆるところの武力戦があると同様にその背後にあつては常に國民と國民との間に各種の武器なき戦ひが深刻に行はれてゐることをハッキリと知らなければならぬ。殊に戦争が長期化する場合に於て最も大きな役割を占めるものは實にスパイ戦であることをシツカリと心得てゐなければなるまい。

由來、我が國は武力戦に於ては眞に古今獨歩、世界無比の優秀性を有してゐるのであるが、スパイ戦に對しては遺憾ながら列國に比して些かその認識と訓練とに缺くるものがあるのではなからうかと思はれるのである。それには地理的歴史的原因もあらうし、我が國民の明朗性、正直性、解放性と

いふ美しい國民性にも由ることであらう。ともあれ、武力戦は列國環視の裡に堂々と行はれるので國民みな周知の事に屬するが之に反してスパイ戦は國民の一人一人が氣づかぬ巧妙さ陰險さで行はれる裏の戦ひである。われ／＼は須らく此の裏の戦ひであるところのスパイ戦に對して敏感であらねばならぬ。即ち、よく活眼を開いて時局の動向推移を眺め、列國のあらゆる策動暗躍を看破封殺し得るだけの思想國防的見識と國民防諜的教養とを有しなければならぬ。

戦ひはまさにこれからである。第一線に身を鴻毛の軽きにおいて勇奮力闘せる將兵各位が我が忠勇なる武力戦の戦士であると共に、銃後にある一億の國民はひとしく國內に跳梁妄動せんとするスパイ撃破にあたるべき防諜陣營の戦士である。今や、歐米のスパイ政策が「西より東」への方向をとり列國の關心が東洋の日本に集注せられつゝあることは否み難き事實であるが、此の熾烈なる非武装戦に對して我が國民は斷じて之に一步も乗ぜられることなき十二分の覺悟と用意ありや。

遮莫「上海」といふ國際間諜の巢窟とは極めて密接なる關係にある神戸港を擁する我が兵庫縣下に於て、近時澎湃として防諜の聲高きは洵に宜なるかなである。此の時に當り甚だ烏滸がましながら敢へて本書を上梓し、親愛なる縣民各位の高覺を仰がんとするは必ずしも徒爾にあらざること自負する次第である。以下、述べんとするところは、スパイ戦の技術的部門として登場する諜報戦、宣傳戦、謀略戦の通俗的概要である。筆者は素より菲才、しかも匆忙の間に推蔽の迫を有せず蕪雜の點が隨所にあることを自ら慚ぢ入るのであるが、大方諸賢の御批正を賜らば幸甚とするところである。

スパイ戦に備へて

一、諜報スパイ

近頃「スパイ」とか「防諜」といふ言葉が俄かに喧しくいはれるやうになつた。けれども果して國民一般が、我が日本に向つて行はれてゐる諜報スパイが、どんなものであるかを認識してゐるかどうかは甚だ疑問である。何故かといふに、事日本に關し、しかも、支那事變といふ特殊な情勢下にあつては、スパイの真相をありのままに發表するといふことは一般に禁止せられてゐるといふことが、その主なる理由であると思はれる。だから坊間のスパイ書は大部分が外國の、特に歐洲大戰當時のスパイを取扱ひ、それも書き物風に、興味本位に潤色してあつて、どうも我々は、これらの書物を讀んで見ても何か我々の實生活とは縁遠い他所事のやうに思へて仕方がないのである。それは一つは歐洲戦争といふ時と處を異にした場面を取扱つてゐる爲と、今一つは、これらのスパイの殆ど全部が、軍機秘密地圖や作戰計畫や或は通信内容を見せる軍機スパイに終始してゐるからである。

例へば、幾多の佛蘭西將校を籠絡して獨逸に諜報を供した美形スパイ、マタハリの話や、或はタンネンベルヒの戦ひでヒンデンブルグ將軍が大勝を収めた裡には露軍の發する無電が獨軍の手に依り巧

みに盗聴されてゐた……等々の有名な西歐スパイの歴史は讀者は既に御存じであらうと思ふ。

即ち「スパイ」は恐ろしい。「優秀なスパイ一人は二ヶ旅團に匹敵する」といふことは判つても、では國民はどうしたらよいのだ？といふ問題に對しては少しも答ふところがないのである。

一般の國民が自分等の日常生活とスパイとを結び付けて、實感のこもつた關心事として、銘々の身邊を三顧するに非ざれば、近頃の防諜熱も、さつぱり意味のない流行か、氣まぐれな空騒ぎに過ぎぬといはねばならぬ。斯様な意味からして我々は許される範圍内で、今度の支那事變を中心として、スパイ活動の一斑を述べ、何故に當局が國民に向つて防諜心の昂揚に心を砕いてゐるかを、聊か説明しやうと思ふのである。

先づ、日本にはスパイは居るかといふ問題である。これに對しては、はつきりと居ると申し上げよう。では、「幾何居るか」といふ問題になるが、當局でもスパイの數に就いては嚴秘にしてゐるらしいが、某國が日本に對して派遣する一ヶ年間のスパイは、略々三千人といふ數に上つてゐるといはれる。それで大體の想像を願ひたいのである。

それから、「外國人を見たらスパイと思へ」などと極論する人があるが、日本に商用や觀光に來てゐる多數の外國人は、悉くスパイかといふに、必ずしも全部がスパイである、とは申せない。併し、茲に注意しなければならぬことは、眞の意味の親日外國人が、果して日本に居るか否、世界中に居るかといふ問題である。我々は、之に對し遺憾ながら悲觀的な答しかなし得ないのである。假に我々の言方が少しきびし過ぎるとしても、外國人に對して、日本人に對するが如くに、盡忠報國の大和魂を求め

るわけには行かないではないか。彼等は或は日本人程、國家觀念が強くないかも知れない。けれども、自分は外國人である、自分の屬する國の國民であるといふ意識は、日本に永住してゐるからとて喪ふものとは考へられないし、又さうあることが當然なのである。こゝのところを我々日本人はよく考へて見なければならぬ。日本には四十何ヶ國かの外國人（帝都に約一萬人、それに亞いでは兵庫縣に約八千人）が居る。之を職業別に見ても、貿易商も居れば、宣教師も學者も、醫師も軍人も外交官もゐる。銘々が夫々の仕事をして生活してゐるのである。しかも全部が全部、日本及日本人と密接な關係を結んで生活してゐるのである。彼等が仕事の上で知るところ、或は仕事の爲には進んで知らなければならぬ事柄は、そのまま直ちに、我が國內情の一端でなくして何であらう。斯くして外國人が知り得たる材料は、彼等によつて利用さるべき、彼等自身の爲の材料である點を指摘せば、爾餘の説明は蛇足であらうと思ふ。

スパイには一體誰がなるか。無論外國人である。併し實際にスパイの手先になつて働くものは、彼等の同國人、第三國外人、及び日本人である。外國人は一見して外國人といふことが判る。外國人自身があちこちと動いたでは、如何に人のよい日本人でも怪しむのは當然なので、彼等は内地人や半島

人、臺灣人を利用せんとしてゐる。又日本人とは凡そ關係の薄い小國の國籍に屬する外國人だとか、日本とはむしろ親密な關係にある國々の外人を使つてゐるのである。

この中であつて、最も残念なことは人のよい日本人「スパイといふ見地よりすれば、日本人ほど人のよい國民は一寸世界に類がないさうである。」が不知不識の間にスパイに利用せられてゐることで、其の顯著な適例として斯ういふ話がある。

數年前のこと、東京の或る大學の學生が、外國系の或る自動車會社から夏休み中自動車を無償で貸してやるから、日本全國を一週して來ないか、といふ話を持ちかけられた。學生は非常に喜んで自動車旅行に出發した。ところが、その會社は出發に先立ち、唯一の條件を付けた。それは君が走破した自動車道路の幅員、舗装等の狀況を歸つてきてから知らして呉れといふのである。そんなことはお安い御用といふわけで、學生は軽く受け合つたのである。ことはる迄もなく、道路と申すものは國防上重大な役割を持つものである。たとへば、或る地點を占領進撃の爲に其地點に達する地理的交通關係は軍の作戰上最も重要であり、例へば山砲しか通らないところに重砲は通らないのである。白日の下に露れてゐる道路であるから、何とも思はぬかも知れないが、現に支那各地に於て皇軍が作戰上惱んだ一つは道路の狀況に對する調査が事前に充分でなかつたことである、と謂はれてゐる。さて、その學生は天真爛漫にその約束を果たしたが、いづくぞ知らん、自動車の只乗り位ではすまぬ我が貴重な

國情を外國に賣つたわけである。

我々は斯ういふ方法によつて、ウカ／＼と外人の手先に踊らされ、マンマとスパイのお先棒を昇いではないだらうか。十月の始め「スパイは君だ」といふ短篇映畫を見たが、街頭で落す我々の世間話を綴り合はすと相當な情報が得られる、といふことをその映畫は説明してゐるのである。

スパイは從來、他國の秘密を盗む諜報スパイの意味に使はれた。しかも、秘密暗號や軍機圖書を盗むスリル百パーセントの、いはゆる軍機スパイを意味してゐた。若しスパイがこんなものばかりだつたら、我々國民は好奇的に面白く拜聴するばかりで、防諜、防諜といつても官憲の活動に待つより外にわれ／＼として何とも施す方法がないわけである。ところが、スパイは手近にゐるのだ。我々は繰返しこのことを強調せずには居れないのである。ある外國人が自分の知人に宛てた手紙の一節に「彼等は國內情勢に通じて居り、外國人に對しては得々として何事でも話さうとする。外國人はこの心理を利用し、彼等を煽て讃め乍ら、その言に耳を傾ける。云々。」といふ一節がある。こゝで「彼等」といふのは、即ち日本人の或一部を指していつてゐるのである。街頭の世間話の中にも、スパイの覗ふタネはふんだんに轉つてゐるわけだ。我々はバスや電車や人混みの中で、戦地より來た手紙の話や、昨日あつた動員の話は何の氣なしにしてゐないだらうか。思へば身の毛の慄つ様な日本人の解放性よといはねばならない。

二、國情調査

次に國情調査と呼ばれてゐる諜報活動に就いて述べて見ようと思ふ。「國情」は直ちに軍機ではないが、内政外交を始め、資源、財政、經濟、天文、地勢、國民の思想傾向その他苟くも我が帝國を形成してゐるところの萬般の人的物的要素を調べて、國家としての長所短所を見極め、國の狀態がいかやうにあるかを知悉せんが爲に、あらゆる國力判定の資料を蒐集することをいふのである。

然らば、それは一體如何なる資料によつて調査するかといふに、

第一に、戦時に於ける輸送能力を推定する資料となるものとしては、交通網、道路網、鐵道の車輛數、自動車數、船舶數、その他水陸の交通施設が擧げられる。

第二に、戦時に於ける航空兵力とか機械化部隊の兵力を推定する資料となるものとして航空工業や自動車工業等がある。

第三は、矢張り戦時に於ける軍需資源の製造能力を推定する資料となるもので、化學工業やその他軍需品とか又、軍需品の原料になる物を製造する能力である。

第四は、國防力を判定する上の資料となるもので、之には鐵、石炭、石油その他、重要な資源の産出狀況が擧げられる。

第五には、發電所、電信局、重要な工場、水源池等の位置を示す寫眞とか都市を高所から見下ろした寫眞等は戦争の場合、爆撃の目標の良い参考となるのである。

尙この外、直接國防に關係のない事柄であつても、我々が秘密を守らなければならないことが澤山ある。夫には、先に述べた政治外交に關する秘密とか、又は國民の思想の傾向はどうなつてゐるか、經濟の狀態はどういふ風とか、かうした事に關する我國に不利な資料や情報等に就いては秘密を護らなければならぬが、これらの資料や情報は、我々當路者に非る民間の中からも、尠からず收取し得られることは敢へて説明を要しないと思ふ。では、外國は如何なる方法で、以上述べた資料や情報を集めるか。

歐洲大戰後の世界平和時代にあつては、外國大使館や領事館は、堂々と日本の官廳に對して各種の文書照會を發してゐた様であるが、次第にその回答に嫌らなくなつたのか、商工會議所であるとか産業組合であるとか、或は民間の會社工場に對して照會する様になり、それが更に自國の民間商社、或は小國である第三國の手からする様に變つたのである。例へば、弊社は貴組合と斯く／＼の取引を開始せんとするものに付き、その生産價格並に數量を御回示願ひたい、といふ風のものである。時には、中米や西阿弗利加の名前もよく知られてゐない様な國の商社からいつて來ることもある。

昭和十年の暮「ニゼリヤ」といふ國に恐く讀者の中にも知つてゐる方は殆どないといつていゝだら

うが、阿弗利加の一小國ださうだ。』の或商會から、或都市の商工會議所に對し、一商品の生産高を照會して來たことがあつたが、この照會の背後には相當の有力國が存在してゐることが判り、遂に幸ひ回答せずには了つたのである。斯様な譯で照會を受ける側でも、官憲の注意もあり、次第に用心深くはなつたが、それ以上に照會者側では巧妙な手を考へて來るのである。例へば、同業者年鑑を作りたいから、貴社生産品にして左記に該當する品目あらば、印を附して御回送下さい、とか、軍需品たる或一種の品目の製産實數を知らんとする爲に、巧みにその項目を含める尤もらしい注文書を送つて來たりするやうになつたのである。

これも昭和十年の末である。北海道居住の或外國人が某市の市長に對し、同市の港の石炭積込み最高能力外九項に亘る照會をして來たのであるが、照會者の側で既に回答の内容を豫定して回答欄に一應の記入をし、回答者は唯、相違の點のみを訂正すればよい様にしてゐた。この方法は今でも盛行はれてゐる。事變始つて間もなく、或地方の材木組合に向つて、或兵器の資材となる材木を調査せんとして之だけを照會したのでは怪しまれるので、わざと檜や樅其他多種類の材木を含めて其の生産能力を照會して來た國がある。處が、照會者の何人であるかを調べて見たら、その軍需資材だけを知らんとする魂膽であるといふことが判つたので、危く回答を中止することが出來たのである。現に又、最近兵庫縣の某大工場に宛て、「該當事項だけ印を附して下さい」式の照會が來てゐるのである。

ところで、この方法は責任ある回答を受ける可能性はあるかも知れぬが、問題となつた場合、文書のことゆゑ、證據となる虞があるので、更に最近の傾向としては、電話を利用する方法である。或工場に對して陸海軍の監督官であるとか、縣廳、警察の者であると詐稱して、生産中の資材の名稱や性能を聴取するのである。本年夏、此の手で阪神間の省線某驛の驛長に軍用列車の通過時刻を問ひ合はせた者もある。又、或軍港に對して、この方法に依つて大膽にも海軍信號の秘密を巧みに盗まんとした者さへある。本年秋の防空演習の眞最中、或都市に於てその地の最有力者某の名を以つて電話し、代人を遣つて、巧みに同市防護團本部備付の秘文書を盗んだ者もある。數へ立てれば、この方法に依る被害は最近相當多數に上つてゐる様であるが、やられたと判つても、電話では證據が残らぬので、どうとも仕様のない場合が多いといはれてゐる。

以上は、照會回答の形式で行はれる國情調査であるが、その外、工場會社、電氣、通信等々の各種施設や營造物の參觀見學、道行く人や身邊の人々に對する何氣ない話しかけ等の方法により實地に調査見聞することも、よく行はれる國情調査の常套手段である。

それから彼等は、會社工場等の型録、廣告等の宣傳印刷物、地方で出す刊行物を窺ふのである。市町村勢とか要覽の類、及び地方新聞、それから試験所や検査所、地方の官公署、組合等から出版する各種報告の書類である。

全國的な統一統計は内閣からも出てゐるのに、何故彼等が地方に目を附けるかといふに、地方のものをコツ／＼整理集計すれば、最も正確な結果が得られるからだ。

本年始め、或る處で外國人のある集合があつた。その折、その集合の主宰者は各參集者に向つて、おの／＼居住地の市町村要覽をもつて集合せよと命じたのである。或る新聞が、地方版のそれも極小さな見出しで〇〇飛行場の工事計畫を報道したところが、翌日一外人がその村の役場を訪ねて、飛行場はどこですか、と聞くのであつた。

斯くして地方の状況は或る一と處に集められ、整理せられたる後、本國へ報告するといふ段取りになるやうだ。

かくいへばとて、何も我々は型録を作るな、一覽表を印刷するな、といふことに言及せんとするのでは決してない。それは文化の否定であり、未開への逆轉であり、國際經濟交通への妨害である。併し、假令直接、法が命じなくとも、國家的觀點より不利なる限り、個體の利益は潔く抛棄すべきである。しかも彼等の多くは取引に藉口し、取引開始の假面を冠つて諸種の經濟状態を知らんとして、各會社工場等に照會を發することを知らなければならぬ。

要するに國情調査の傾向としては、先づ、地方的情報を累積して全體を判定するといふ方法を取つてゐること、今一つは、その調査の遺口が極めて自然、極めて當然、を装つてゐるといふ二點だら

うと思はれる。この「自然且當然」の假裝は、ひとり國情調査に限らず、あらゆるスパイ活動に通ずる特徴といふことが出来る。我々はもつ／＼聰明でなくてはならぬ。國家的見地に立つて、事物の眞相を看破しなければならぬ。

昭和十一年三月のこと、我國の某不開港場に官廳の正當なる許可を得ず、不法に寄港した某國汽船があつた。口實は、石炭缺乏の爲、航海不能に陥つた、といふのであるが、取調べの結果、既寄港地なる或開港場へ入港する前から既に石炭は缺乏してゐたことが明かとなつたのであるが、更に今一つの驚くべき證憑に依つて、彼等の計畫的な不法侵入であることは、遂に疑ふ餘地がなくなつたのである。何ゆえ彼等がその不開港を選んだか。それは新しく指定せられた要塞地帯中の重要地點だつたのである。

昨年一月、石川縣石川郡の海濱にキリンビールの空罎一本が漂着した。口栓を封蠟にて密閉し、中に紙片が入れてあるので、取り出して見ると、外國語二ヶ國語及び日本語を以つて印刷せる潮流調査票であつた。潮流調査は言ふ迄もなく國情調査の一種である。調査票には、かう日本語で書いてあつた。

此レハ太平洋水路探險隊ノ運送號ヨリ潮流研究ノ爲海中ニ投入サレシ瓶ナリ。此ノ瓶ヲ拾得セシ者ハ此ノ用紙ニ其ノ場所ト時トヲ記入シ表記ノ處ヘ郵送アリタシ。但シ郵便切手ヲ用ヒザルモ差支ナシ。

種々調査の結果、この瓶を投入したものは探險隊でも何でも無い某國の一漁船だといふことが判つたのである。

この二つの例は多少毛色は變つてはゐるが、自然さを巧みに假装せる良き標本だと思ふ。最後に諜報スパイの一般的な活動狀況を舉示して見よ。

- ① 外國外交官、領事官、商務官等は多く、在留國の國家機密に參與してゐる上流階級と交際してゐる。又自ら求めて、さういふ人々と知己になることに努め、交際場裡に於て談笑中に機密事項を聞き出さんとする、すると相手の人もうっかりその知つて居ることを話してしまふのである。此の方法に依つて駐在國の國情は容易に探り得るのである。
- ② 外國の宣教師等はよく上流の家庭に入り込んで外國語の家庭教師となり、子女を通じて主人と交際し、種々談話を交換する機會を捉へて主人の口から其の國の國情を聞き出さうとする。
- ③ ホテルのボーイを使つて、宴會、食事等の際に於ける客の談話を聞き取らせ、甚しいのになると宿泊客の外出中にトランク等に入つてゐる重要書類を取り出させ、知らぬ間に寫眞に撮り、書類は元のところに返して置くのである。かうすれば氣が付かない間に重要書類や地圖を盗まれたと同じ結果となる。然し、この方法に依つては多くその國の首都に居住して居る重要人物の機密を探ることとは困難であるが、それらの人の旅行先をつきとめ、行先の旅館に於てはこれが出来らう。

たゞし、我が國に於ては上流家庭の内部に人を入り込ませるとか、上流家庭の使用人を買収することとは我が國の家庭の事情からみて困難だとされてゐるやうだ。

- ④ 重要人物の秘書、タイピストをうまく買収して機密を探る。
- ⑤ 大會社、工場等に於て雇傭する外國人技師等を買収して、その會社工場等の機械の種類、數量、原料品の購入等から製造能力を探知する。
- ⑥ 自國會社の外國派遣員、得意先廻り等を買収し、又はこれらの者に装はしめて駐在國の會社工場等を訪問又は視察せしめてその會社の機密を探る。

三、軍機保護法、其他國家秘密に關する法令

軍機保護法の話をしして見よう。昨年八月十三日公布せられ、同十月十日より實施の現行軍機保護法は第一條及第二條に於て、

軍事上の秘密とは、作戰、用兵、動員、出師、其他軍事上秘密を要する事項又は圖書物件にして、その種類範圍を陸海軍大臣が省令で以つて定めたものを指稱するのであつて、斯くして定められたる軍事上の秘密を探知収集したるものは、六ヶ月以上十年以下の懲役に處する旨規定してゐる。

そして、知得したる軍事上の秘密を公にしたり、外國若くは外國の爲に行動するものに漏泄した場合

は無期懲役にさへ處することがあるやうな嚴罰主義を以つて臨んでゐるのである。

軍港要港であるとか、國防の爲建設したる防禦營造物、或は各種軍事施設にして、軍事上の秘密保護の爲必要あるときは、陸海軍大臣は省令を以つて測量、撮影、模寫を禁止制限し得るし、同様に國土防衛上の見地より一定の空域、土地、水面の航空測量、觀測、撮影を禁止制限し得ることゝなつてゐる。即ち、軍機保護の規定する軍事上の秘密は、目的動機の如何に拘らず探知収集出來ないのである。假令偶然若くは業務上知得しても公表漏泄は出來ないのである。

この法律は明治三十二年に始めて制定されたもので、軍機の種類、範圍が不明確でもあり、近代戰の特質に鑑み軍機保護上遺憾の點が尠くないので、昨年の特別議會で協賛を経て改正法が公布せらるゝに至つたのである。(卷末參照)改正の要點は大體次の通りであるが、就中軍當局が幾多の不便を忍んで軍機の種類と範圍を明確にした點は特に注意すべきである。

- 一、軍事上の秘密の種類範圍を明かにしたこと。
- 二、刑の範圍を適當にし弾力性を與へたこと。
- 三、間諜團を組織した者等を處罰する規定を設けたこと。
- 四、防空其の他國土防衛の爲所要の規定を設けたこと。
- 五、秘密の演習、實驗を秘匿する爲一定の土地、空域、水面に對し臨機短期間の立入禁止若くは制

限を爲し得ることゝしたこと。

- 六、外國船舶の不法入港に對する規定を設けること。
- 七、其の他外國に軍機を漏泄したものと然らざるものとの處罰上の區別を設け、過失に依り軍機を漏泄したるものを處罰することゝしたこと。

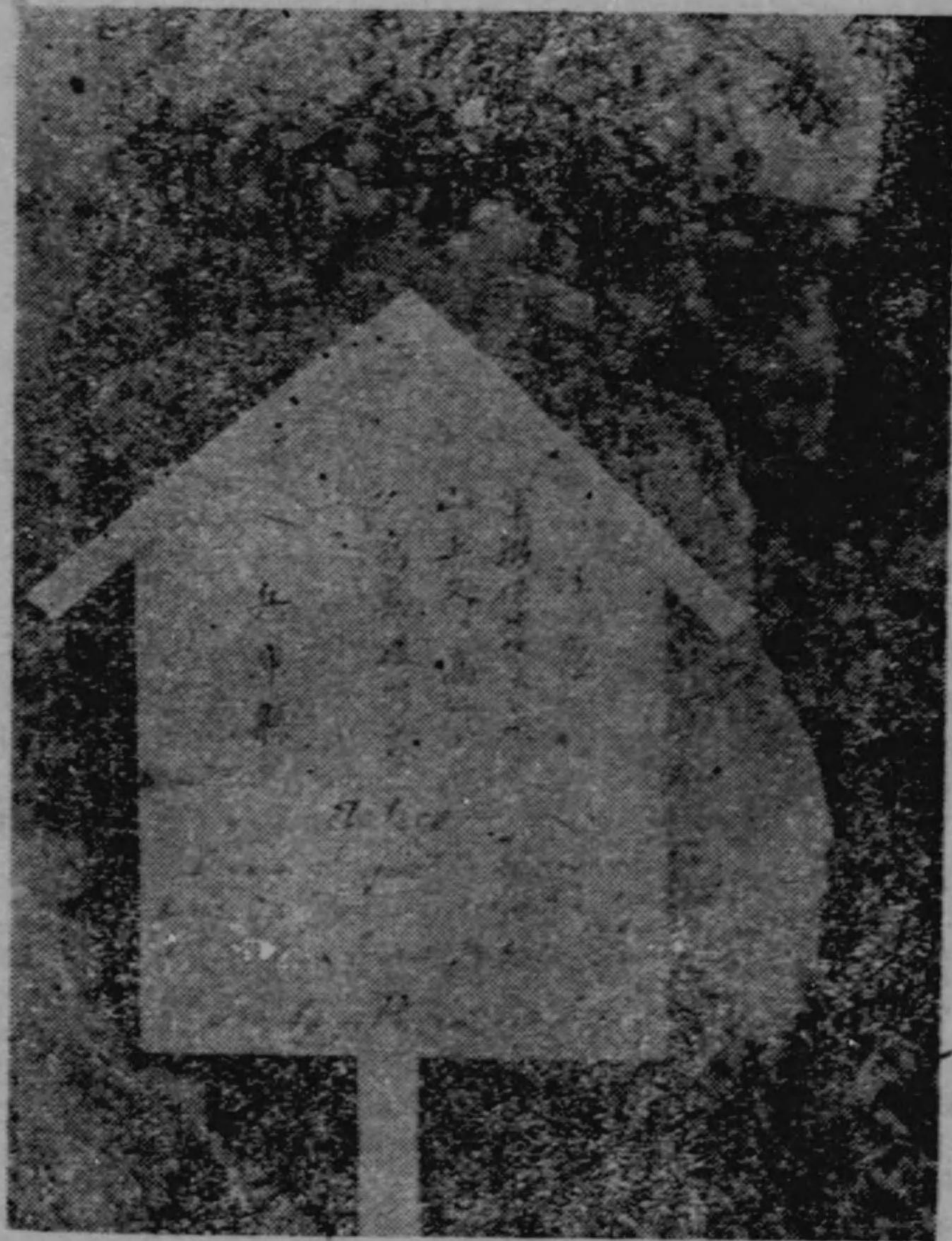
昨年九月二十五日、我國の或要港の最重要圖面を神戸市にある某國領事館に賣り込まんとした製圖工があつた。彼は酒色の金に詰つて、斯る大罪を敢へて犯したのであるが、若しこの圖面が第三國の手に入手せられたらんには、同要港の施設は全く存在の意義を失ふところであつた。彼は唯金が欲しかつたのである。それも僅か四五拾圓といふから驚き入るの外ない。高が四五拾圓の金ほしさに一職工がかゝる國家的大事を外國に賣らんとした事實は一體何と説明したらよいだらうか。我々は、スパイに關する獵奇的な興味や、とにかく外國人は日本の秘密を高く買ふものだ位の低級な常識のみしか一般國民には普及してゐないのではなからうかといふ事に想到して赧然たらざるを得ないのである。

これは未然に漏泄を防ぎ得た實例であるが、軍機と限らず國家の機密は之が漏泄してから、漏泄したものを罰しても後の祭りであつて、要は之を漏泄せぬことにある。南支に於ける皇軍のバイアス灣上陸のことを今にして思へば、われ／＼は訓へられるところが多い。即ち、軍機保護法は軍機を漏泄したものを處罰すると言ふよりは、寧ろ軍機保護の觀念を國民に普及し警戒を與へると言ふ點に眞の

意義があるので、官途にあると民間に在るとを問はず國民全般が國家機密保持に充分なる認識を以つて之を漏泄しない様にすることが最も肝要である。

一般の國民には、しかし、軍機なぞと大それたことが判る筈がないではないか、といふ人があるかも知れぬ。處が、特殊な業務に従事してゐない一般の人々の間に、召集、徵發、さては輸送や戦地に於ける部隊配置の知つたがましい放言が随分と行はれてゐるではないか。これらの放言は時には軍機漏泄であることもあらうし、時には後述する「流言蜚語」乃至は陸(海)軍刑法に謂ふ「造言飛語」に該することもあるだらう。我々としては法律のどの部分に違反してゐるかを詮索する必要は更にならないのである。尤も先に述べた軍事國情調査や、その他一般的な國情調査の悉くが軍機保護法その他の法令に依り處罰される仕組には現在なつてはゐないのである。それで、處罰せられれば罪にあらずとするの考へを抱くものもあるが、夫れは個人を知つて國家と言ふ事を知らぬ者の考へ方で、法律がなくとも、處罰がなくても、苟くも國家の目的に合致せず、國家の不利益となることである以上、國民の義務として之を防護すべきであらう。

序に寫眞の撮影に付いて一言して置きたい。近頃、寫眞撮影の大衆化に伴ひ、ピクニックに行くものに寫眞機の携帯者が随分多いが、京阪神地方(大阪市、堺市、岸和田市、中河内郡、北河内郡、三島郡、神戸市、西宮市、尼ヶ崎市、武庫郡及京都市)は水陸の形状又は施設物の状況の空中、高所よりの撮影、又はその複寫若くは複製(但し、被寫體よりの



(識標の止禁影撮)

高さ百米以下の場合を除く)は防衛司令官の許可を得なければ出来ないことになつてゐる。尙、直接軍機保護法(施行規則)の規定するものもあり、然らざるものもあるが、軍事上重要な工場とか空爆の目標物となる如き各種の施設建造物の撮影は差控ふべきである。疑はしき場合は警察若くは憲兵から事前に指示を受くべきである。

寫眞撮影といへば、讀者は要塞地帯法といふ法律を想ひ合はせら

れるであらう。同法及び、刑法、出版法、新聞紙法等に規定せる國家秘密に關する法條の拔萃を卷末に附録して置いたから、一覽していただきたいと思ふ。

四、宣 傳 戰

歐洲戰爭を一契機として「國防の三要素は金と鐵と紙である。」といふことが言はれてきた。金とは財力であり、鐵とは武力であり、財力武力の二つが國防上不可缺の要素であることは何人も肯き得る常識であるが、然らば紙とは何であるか。畢竟、宣傳力の意味に外ならぬ。古來我が國民は傳統的に不言實行を尊び、宣傳といふが如きは一種の忌むべき惡徳なりと考へて來た。尤も今日では宣傳が社會的活動の上には必須の武器として、あらゆる宣傳方策が講ぜられるやうになり、一個の商品にしても、品質に於て同一價値のものが、甲は宣傳によつて賣れ、乙は宣傳せざることによつて賣れないことは周知の事實である。況んや、對外的な國際線上に於ては、相手國の實相がよく解らぬまゝに、益々多くの宣傳が必要であるのであるが、從來我が國が對外的に黙つて言はないといふことは、何も言へないのだ。言ふべきことがないのだ、といふ風に解釋せられ、沈黙的態度はむしろ陰險を含む惡徳なりとしか考へられないのであるが、之に反して列國は主張すべきことは堂々と主張するのが當然だとし、加之、夙に宣傳力の價値を深く認識してその活用に大童であることは英吉利を始め、獨逸、伊太利等に宣傳省の設置せられてゐるのにも見ても肯かれるであらう。そして眞の宣傳は或る目的の達成の爲、正しいことを普く傳へて自國の正しい主張を認識共鳴せしむるものであり、宣傳のあとには當

然之に相當すべき内容性がなければならぬのであるが、しかも國際宣傳戰に於いて刮目すべきことは不正なる宣傳、歪曲した宣傳、虚偽の宣傳、誇大なる宣傳を以つて世界の耳目を瞞着し、以つて列國の同情共鳴の獲得を策しつゝ、我が國內を攪亂せんとする惡辣な謀略的宣傳が行はれることである。或は國情全く我と對蹠的存在であるにも拘らず、自國の主義主張を是なりとして之を巧妙に宣傳する。しかも、その宣傳が一目して虚偽、不正、不合理な手前味噌であることを看破されるやうでは宣傳目的を達し得ないので、我が國一部の者が、いかにも納得し共鳴し得るやう巧妙なる偽裝の下に行ひ來れるので、時にウマ／＼と此の宣傳に惑はされ乗せられるのである。

歐洲戰爭の起る前に獨逸の帝國主義は盛んに攻撃せられたのであるが、一度戰爭が勃發するや、これデモクラシーとミリタリズムの闘ひであるとして世界の輿論を牽制して獨逸のミリタリズムは世界平和の公敵なり、獨逸討つべしとなしたことは吾人の記憶に新なところである。或は後に英吉利はウィルソン大統領の提唱した平和主義を盛んに利用し、次第に擡頭して來た平和觀念に呼應して獨逸國民の精神を破壊する宣傳をなし、無慮六百五十億萬枚といふ夥しき宣傳ビラを獨逸の國內にバラ撒いて反戰思想を鼓吹し、遂に獨逸を内部的に破壊せしめたことも亦有名な話で「鐵火に鍛へられた獨逸も空中から降りくる紙の毒矢には遂に抵抗し得ずして獨逸魂を癡痺せしめられたのだ」と傳へられてゐる。大戰後、歐米の個人主義、自由主義、唯物功利主義の思想が我が國に侵入し、所謂デモクラシ

平和主義の美名の下に、建國以來傳統を誇つてゐた日本精神も漸次侵蝕され始め、我が國民の思想を如何に荼毒したかは心ある國民の等しく認むるところであらう。又、曾つてコミンテルンが我が國の知識階級に向つて、力強く働きかけ遂に彼等の一部の者が「おゝ吾々の祖國ソヴェート」などといふが如き狂信を抱かして彼等が妄動したことも世人周知の通りである。現に、今次事變に付いて見ても、蔣介石政權が長期抗戰を豪語してゐる裏面にはコミンテルンが歐米の自由主義と共同戦線を張り、支那をして日本に當らしめ我が國若し疲れるや、その機に臨んで赤化の魔手を伸ばさんとしつゝあることは疑ひもなき事實である。日本人中未だ共產主義を妄信するものありとすれば、まことに哀れむべし。「ウマ〜」と我が手先に躍る大馬鹿者」とソ聯自身は内心秘かに彼等の薄のろ加減に侮蔑の眼を送つてゐるであらう。即ち、ソ聯の世界赤化政策は世界の無産者の爲に、眞に人道的の立場からその解放を叫んでゐるのではないことはその赤化のあとを見れば、事實が何よりも雄辯に之を物語つてゐるのであつて、共產主義はソ聯自身の國ではあるかも知れないが、眞の國際正義に立脚した公正なる思想でなく、之を謀略的に宣傳してゐることに氣づかざるものがありとすれば笑止の限りであらう。

宣傳の方法として列國に於て用ゐてゐるものは、ラヂオ、新聞、雜誌、ピラ、ポスターは勿論のことと電信、電話、演劇、蓄音器、映畫、その他およそ大衆の目に觸れ耳に入るものを利用せざるはなし

である。

五、流言蜚語

今次事變が勃發するや間もなく全國津々浦々に或る流言が飛んだことを讀者は記憶せられるであらう。日本人の常識として判断すれば、絶対に左様なことがあり得る筈がないのに、之が次から次へと傳つて全國に擴がつたのである。一犬虚に吠ゆれば萬犬實を傳へて之に和するとは、まことにこの事で、遂には之を事實と誤信したものもあるであらう。よもやと思ひ乍ら、どこでも同じやうにこの話を聞くので、然らば事實であらうかと考へるに至るのである。日本人は元來實に人がよいといふのか一寸變つた話があると、之が眞偽の程を確かめず、相當教養ある者迄が一緒になつて、甲から乙へ、乙から丙へと物珍らしげに傳へる。之は何の爲の噂か、乃至は何者が斯くの如き話を造つたのか、話の出所如何などといふことを批判するまでもなく、次から〜へ吹聴したがる。従つて或る計畫の下に一つの興味的な話材を造つて二、三の者に言ひ觸らしておく、日本人自身が怖るべき宣傳の役割を勤めてくれるわけで、どこかの蔭で、してやつたりとほくそ笑んでゐる者があるといふ事になる。だから、呉々も心すべきは我が國に不利益と認めらるべき噂を聞いた場合、ハハア、之は何等かの魂膽あつての例の謀略宣傳だなどいふことが先づ一番にお互の胸にピンと來なければならぬ。次には

之を自分限りで黙殺して了ふことである。凡そ、珍らしいことを聞いた場合に之を人に知らさうとすることは人情の自然であらう。然し乍ら、事苟くも帝國の不爲になるが如き問題に付いて輕々に之を言ひ觸らすことは、マンマと敵國の計畫に躍らされた賣國的行爲であることに氣づかなければならぬ。即ち、自分の撒いた話で自國を苦しめるといふ愚に陥ることを悟らねばなるまい。今日、あらゆる通信機關が發達し、我々國民として知るべき必要事項は新聞、ラヂオ、官報、週報等で正確に堂々と知り得るではないか。然るに何を苦しんで、コソ／＼と、たわいもない人の噂さに興味を持つ必要があらう。われ／＼が床屋、湯屋、汽車、汽船、バス、待合、學校、勤先、映畫館、酒場、料亭等、人の集る場所に入ると色々の噂さや、みて來たやうなデマを聞くのであるが、元を訊せば、根も葉もない滑稽な程嘘が多いし、又一つの小さな噂は傳はり傳はるうちに、肉が付き尾が増へ、羽が生へて大きなデマとなり、最初の話とは凡そ似つかぬものになる。しかも、このあられもない話を土臺として自分勝手な想像を加へて、好きな熱を吹いてのぼせてゐるものがある。さればこそ、此の人間の弱點を利用して敵は自由に自己の意圖の下に巧妙なる宣傳戦を張り得るわけである。

世界大戰當時デマが次から次へと列國の新聞に針小棒大に報道されて行つたよい例がある。それは白耳義のアントワープ市が獨逸軍に依つて占領せられた時のニュースであるが、獨逸のケルン・ツアイツング紙が、

(イ)「アントワープ陥落の報が達したとき恰も教會の鐘が鳴つた。」

と報道したところ、之が巴里に入るや、マタン紙は

(ロ)「アントワープの各寺院は同市陥落と同時に獨逸軍の命により鐘を鳴らさせられた。」

と報じ、此のニュースが倫敦に入ると、タイムス紙は、

(ハ)「アントワープ陥落の際、鐘を撞くことを拒んだ白耳義の坊さん達は獨逸軍の爲、捕縛せられ寺院を放逐された。」

と報じ、更に此のニュースが伊太利に入るや、コリエレ・セラ紙は、

(ニ)「アントワープ陥落の際、鐘を撞くことを拒んだ不幸な白耳義の僧侶達は手枷足枷の過酷なる勞役に處せられた。」

と報道したが、再び佛蘭西に戻つた時、マタン紙は次の如く宣傳した。

(ホ)「アントワープを占領した野蠻なる征服者は、鐘を撞くことを拒んだ白耳義の僧侶達を生き乍ら頭を逆さにして足を鐘に結びつけて處罰したことが確認された。」

これは全く惡宣傳をせんがため一つの事實が擴大歪曲されて行く適例で、(イ)の簡単な事實の報道が(ホ)の如く捏造せられ、若し之を無心に讀むならば、いかに獨逸が慘酷なことをするかと齊しく義憤を抱くであらう。

六、思想謀略

宣傳戰は直接敵國內の國民を攪亂せんとするのみでなく、第三國に嚮つても、あらゆる逆宣傳を行ひ、國際輿論を自國に有利に轉換し、我國を孤立に陥れんと狂奔するのである。さきにも一寸述べたやうに、歐洲戦争に於て獨逸軍の非人道が宣傳せられ、獨逸軍が占領地内で行ふことは鬼畜にも等しい残忍暴悪であると宣傳せられたのも、實は獨逸を世界人類の公敵なりと誹謗して、米國をはじめ列國を反獨に牽制し、遂に獨逸敗戦の一原因を造つたところの謀略宣傳であつたのであるが、現に蔣介石一派が列國に向つて我が國を如何に宣傳したか、われわれ日本人から見れば、或は公正な判斷力を持つた者の眼から見れば、噴飯に値する様なこと、乃至はよくも斯様な無茶なと思はれることを、平氣で捏造してまことしやかに宣傳し、真相を知らぬ外國の大衆的輿論を煽つた事例は枚擧に遑がないのである。元來蔣介石が支那民衆をして今回のやうに抗日戦に妄動せしめた原動力は何であつたか、といふに、日本は弱い、之と一戦を交へれば、支那が立所に勝つといふ侮日の宣傳がもとであつたのである。それから又、假令、少々戦争に負けても今に日本は經濟的に弱る、そこへどこか歐米列強が應援してくれるといふ考へで國民を抗日戦線に驅りたて、又必死となつて援支反日的宣傳戦に狂奔したのは笑止の限りである。

楮て、ともあれ、今後長期持久の戦ひに臨んで我が國に向つて彼等が如何なる謀略的宣傳をなすであらうかを、われわれ國民はあらかじめよく辨へて置く必要があらう。即ち、たとへば

- 一、内亂の誘發
- 一、民族問題の激化
- 一、我が國政治上の意見の對立
- 一、軍、官、民の離間
- 一、國民の經濟不安
- 一、平和主義の鼓吹
- 一、低級な唯物主義、享樂生活の謳歌
- 一、勞資協調の破壊
- 一、反 戰 論
- 一、戰爭目的への疑惑
- 一、出征家族の窮狀

等々我が國民の士氣を傷け戦争意思を放棄せしめ、又は我が國の政治、社會組織を崩壊せしめんとして全く虚構の事を捏造して之を巧妙に宣傳するかも知れないのである。が、苟くも前に掲げたやうな

事柄や、或は結論に於いて斯ることを暗に示唆せんとする底の言辭を弄するものあらば、正しくこれ亂臣賊子の徒であり、若しそれ外國よりの使嗾煽動によつて之を爲すものあらば、即ちこれが賣國奴的宣傳スパイであることを事前によろしく警戒すべきであらう。

宣傳スパイの一例を假に示さう。出征家族の慰問と稱して、ある農村に入り込み、淳朴な農民に向つて色々體よく出征の勞を犒ひ、銃後勞力の不足其他に深い同情を寄せる。すると話は當然戦争と時局の問題に觸れ易く、おもむろに時を覗つて戦争の惨虐悲惨を誇大に説き、平和の時代には、かく／＼でこんなによかつた。平和の時代にはこんな苦しみはなかつた。人類の理想は平和にある。早く戦争がすめばよい。といふやうな事を上手に吹き込む。

勿論、日本國民誰一人として、何を敢へて戦争を欲するものがあらうぞ。然し、東洋永遠の眞の平和建設の爲には實にやむを得ざる聖戰であることを曲庇して了つてゐるのである。即ち、抽象的な一面の理論を以つて、そのまゝ現實具體の場合にあてはめ、國民の氣持を動搖せんとする怖るべき反戦運動の陰謀なのである。われ／＼は須く頭腦を冷靜にし、心眼を開きて斯る種類の宣傳的言辭を批判し、何故にかゝる言を爲すやを看破笑殺するだけの見識が望ましい。現在の國際情勢乃至社會情勢に對する明確なる認識力を養成し、惡辣なる國際宣傳戦に負かされてはならぬ。戦争の悲惨といふが戦争に負けたものゝ悲惨こそ如何やうなものであらう。戦争にはどうしても勝たねばならぬ。勝つ爲

の要諦は國民の協力一致である。此の國民の一致團結を亂さんとする多くの惡宣傳を封殺しなければならぬは自明の理であらう。國民が武器を持たずして、宣傳戦へ臨める所以はこゝにある。凡そ戦争のはじめに於ては、國民も精神が緊張して一意戦捷に邁進するが、時日の長びくに伴つて、何時ともなく國民の精神が弛みやすい。此の時が敵の宣傳煽動に乗ぜられやすいのであつて、今後の長期戦に臨む國民の覺悟がこゝにあらねばならぬ。餘談になるかも知れぬが、曩の阪神地方の洪水に當つて當局が水害狀況の寫眞撮影に一部の取締を爲したことを忖度するに、阪神地方に水害のあつたといふ事實を前提として、内地の重要都市はこんなに壊滅に瀕したのだ、として之を諸外國に或は自國の民衆に乃至は我が前線の將兵に誇大な宣傳をせんが爲、ある部分の寫眞を撮影して全體を髣髴せしむる材料に利用せられることを慮つたのではないかと思ふ。寫眞といふものは眞實性があつて、強く人の印象に残るので、一度撮影した寫眞を歪曲してウマ／＼と欺瞞寫眞を作つて宣傳に用ゐるのである。

【参考】

流言に關する法規

(週報第五十號「時局」
と「憲法の精神」より)

平時に於ても、亦戦時に於ても、人を不安に陥れ、又は人心を惑はすべき虚偽の事實を言ひ觸らし又は根據なき風説を流布したる者は、警察犯處罰令第二條第十六號に依りて、三十日未滿の拘留又は

二十間未滿の科料に處せられるのであるが、戦時又は事變に際し軍事に關して虚偽の事實を言ひ觸らし、又は眞偽の程も分らぬ所謂根なしことを言ひ觸らした場合には、軍人たると常人たるとを問はず陸軍刑法第九十九條、又は海軍刑法第百條に依りて三年以下の禁錮に處せられる。蓋し戦時又は事變に際し、軍事に關して、虚偽の情報を傳へ、又は無根の風説を流布するときは、聞くものをして不安に陥れ、又は恐怖の念を起さしめるのみならず、士氣を阻喪せしめ、又は軍をして不必要なる警戒をなさしめ、時には作戦の計畫を誤らしめる處が生ずるからである。若し、斯る造言飛語を爲す者に於て、敵國に軍事上の利益を與へ、又は帝國の軍事上の利益を害する目的を有するならば、刑法の外患に關する罪の規定の適用を受けて、重く處罰されるであらう。(附言。又場合によつては、軍機事項に關する流言蜚語の中には、軍機保護法違反となるものもある。)

七、謀略戰

宣傳戰と密接な關係の下に行はれるものに國內攪亂工作として謀略戰がある。(宣傳戰も實は此の謀略戰の一内容である場合が多いのである。)

相手國內の重要施設を破壊する、或は強烈なる細菌を撒布して怖るべき傳染病を發生せしむる。或は要路の顯官を暗殺して政界を攪亂する。或は財界の有力者を倒して經濟的動搖を圖る。或は空襲に

際して、わざと點火するといふやうに、怖るべき直接行動を敢行し、或は第三者を煽動利用して之を爲さしめる。第三者利用の方法としては、政敵、商敵を煽動し、或は單純なる青年客氣の勇を利用し金で買収し得る人間は金で操る。外國の多くの例は、内亂を企てる爲に反戰運動を刺戟して暴動を起さしめんとする。共產主義者と連絡して赤化を圖るのである。

實際運動の經驗には乏しいが、熾烈なる共產主義を抱持せる〇〇〇〇といふ青年があつた。彼は昨年〇月、我が國犯罪史上殆ど前例のない外患罪(未遂)といふ罪名で檢擧せられ、目下服役中だが、もと／＼極左主義者であるところへ、とあることから政府に對し極端なる反感を抱き、〇〇國をして日本に戦端を開かしむる目的で、本邦各地の軍需工場及軍需施設の秘密を収集して、之を〇〇國の首班に漏泄交付すべくその通信文さへ準備してゐたのであつた。彼が如何にして、軍事の秘密を入手したかといふに、防空演習の際、防空幕の仕事で、テント屋の職人となつて神戸の某工場に入り通用門通過の要領を覚え、巧みに職工に化けて内部の重要施設を視察し、斯くして順次全國に亘る數種の工場に出入し、又同様の方法によつて軍事上重要な地點を視察して廻つたのである。

これ等は自ら投じて赤化謀略の擒となりはてた天人共に許し難き非國民であるが、もつと甚しき例もある。

昨年事變勃發して間もないことである。東京市の某聯隊の正門附近は應召兵入隊と見送りで雜踏を

極めてゐた。この雜踏の中を徘徊してゐた舉動不審な〇〇國より留學の一學生を檢問したところが、千五百圓預入の銀行預金通帳の外に「如何にして組織を發展せしむるか」其の他數項の容疑事項を記載せる紙片を所持してゐたのである。事件は取調と共に擴大した。東京を中心として日本全國に亘り蔣介石の〇〇結社が組織され、「東京主要驛に就き、日本軍隊の輸送状況を至急探知収集の上報告方」の指令の下に各自が擔當區を定められ、着々情報を東京本部に集中してゐるのであつた。事件はこればかりではない。彼等は日本人と支那人との人民戦線（これに付いては後述するが）の結合に依る後方攪亂を計畫し、事變前既に共產主義者〇〇〇〇を連絡員として上海、香港方面に派遣して居たのである。彼等の最後目的は、先づ本邦右翼革新分子に働きかけ後方攪亂の爲、之に資金を與へて内亂を勃發せしめ、國內革新後に於ける右翼の政策に對する民衆の不滿を利用して人民戦線派の結合を建設せんとの魂膽だつたのである。

偕て、謀略戰術は、その他

軍民離間の策動

國家總動員の妨害

徵兵忌避の助長

軍需工業従業者の罷業怠業の煽動

異民族の離間叛亂助長

政治、經濟の混亂助長

不平分子、共產主義者の操縱

流言蜚語の作製

政治家の統帥部に對する干涉の助長

偽造紙幣の發行

等に向つて、スキあらばと虎視眈々たるものがあることを知らねばならぬ。世界戦争當時ウイルソン大統領が渡歐して健康を害したのも、ある謀略スパイが大統領の飲む氷水のコップの中に、ある種のバクテリアを投じたからだ、といはれる。又、キツチナー元帥が、ある重要使命を帯びてロシアへ極秘裡に出發したところ、スコットランド沖で乗船が沈没し、遂に海底の藻屑と消えたのも獨逸のスパイの仕業と云ひ傳へられてゐるが、實は戦争反對のロシアのスパイの暗躍であるといはれる。世界大戰の口火となつたオーストリアのフランツ・フェルデナンド大公暗殺事件も、大公を暗殺したセルビヤ青年の背後にはスパイがゐて、秘かに大公の身邊を調査してゐて、セルビヤ青年が大公の頭部をわざ／＼狙撃したのも實は大公が胸に防弾チョッキを着用してゐることを青年に知らせたからであるといはれる。これらは歐洲スパイ史に見える或個人に集中された謀略テロであるが、これらの謀略行爲

は普段に於ても勿論行はれるのであるが、特に戦時にあつて國內警備力の手薄と、國民が第一線の戦争に心を傾けてゐる場合に乘じて行はれやすいことであるから、國民は須らく活眼をひらいてこれらの謀略行爲を爾前に看破し粉碎しなければならぬ。

八、人民戦線運動

先にもちよつと觸れて置いた通り、〇〇は從來諸外國に對し採つたところの思想戦工作が民族主義の世界的擡頭と産業界の一應の安定との爲、一頓挫を來すや、その戦術に一大變更を加へたのである。第七回コミンテルン大會に於て發表せられた如く、從來むしろコミンテルンと對立してゐた自由主義、社會民主主義系の者と握手し「反ファツシヨ」の名の下に大同團結し、所謂人民戦線を結成したことは今更述ぶる迄もなく、此の運動がスペインに於ける、あの悲惨な内亂の誘發となつたことも人の知る所であらう。然らば此の人民戦線が我が國に對しては如何なる戦術を以つて臨んだかといふに、その宣傳煽動運動に於ても從來のやうな高踏的、抽象的、觀念的なスローガンを撤廢して、我が國民が成程と共鳴しうるやう、時と場合とに應じ、大衆の利益を擁護し大衆の實生活に即した弾力性ある方法を以つて、先づ大衆を巧みに攫まうとしたのである。即ち、最初から本音を吐いたのでは、日本國民が隨いて來ないので、ある扮装をこらして大衆に接觸を企てたのである。従つて從來の共產

主義運動に比較すれば、一見その運動は退歩したかに見えるのであるが、實は却つて運動が巧妙化し實際化したのである。例へば、日本精神の最も旺盛な在郷軍人、青年團、國防婦人會といふ強力な日本の中堅をなす階級に接觸する方法としては、先づ自らも進んで皇軍慰問をする。神社參拜をする。又一般的に國防献金をする。かゝる偽態から大衆に信頼を得た後に、徐々に、最も初歩的な階級意識を扶植し始めて行くのである。從來、共產黨運動は官憲の彈壓を喰ひ、且つ一般大衆からも警戒嫌惡せられる。然るに、此の人民戦線運動では全く從來のやうな國體に關するもの、又はプロレタリア獨裁などいふ日本國民として絶対に容れない危険なものは全部ひつこめて、表面大衆の希望し要求せんとするところを巧みに採り上げて、合法運動を利用しようといふのであるから、大衆は裏面に潜む眞意圖を察知すること難く、之に賛同し誘導せられる虞れがあるのであつて、羊頭を掲げて狗肉を賣るの騒ぎではないのである。即ち注目すべきは、彼等の本心なるものが

『現在の様に國民の愛國的情熱の昂揚してゐる時、表面から反戦運動をなしても、その効果がないから、事變が長期に亘つて國民の精神が弛緩して來た所を見計つて、大いに積極活動をなすべし。』と、なしてゐることである。何様、名前の示す通り、謀略の戦術であるから、如何なる策略を用ゐ、陰謀を目論むか解らぬのである。即ち、われ／＼は須らく燃えさかる國家觀念を情熱とし、しかも理智的には氷の如き冷靜と聰明とを以て常にわれ／＼の日常生活を照顧指導していかなければならぬの

である。

むすび

我々は更にヤードリの「ブラツク・チェンバー」や、ローワンの「國際スパイ戦」、スチユアート卿の「クリウハウスの秘密」等に見る間諜組織及其の暗躍、秘密無線電信設備に依る通信、精巧なる寫眞機の使用、暗號、隱語や秘密インクに依る通信、信書、開封器の利用、紫外線利用の封書内透視の話——全然荒唐無稽の小説ではなく實際こんなことが今日現實に行はれて居るのである——に及ぼさねばならぬが、坊間の著書も既に好んで書いてゐるところでもあり、今は觸れずに結論を急がう。偕て、我々は直接我々の生活そのものを活動對象とせるスパイが卷末添付の「外諜の活動狀況」表の如くに暗躍し、その方法が、大體三つの型を取つてゐることを知つた。即ち

- ① 先づ諜報スパイとしては、それ自身では些細な、一般が考へたら、こんなことがと思ふ様な、事項を集積して全貌に達するといふ手段で以つて、普通には、國情調査として行はれること。
- ② 又、スパイの謀略戰術として流言蜚語の形體を取つて國內の平衡を攪亂せんとし、思想的には人民戰線の手段によつて邦家を顛覆せんとしてゐること。
- ③ そして、あらゆるスパイ活動に通ずる共通の特徴としては、極めて自然巧妙なる擬裝の下に行

はれつゝあることを知つたのである。

従つて、之に對應する國民の防衛方法も卷末の「スパイに對する國民の心得」にある如く、格別の工夫や施設を必要とするのではなく、所詮は

- ① 職務上當然に若くは私生活上偶然に知得せる國家秘密を濫りに漏泄放言せざることとは勿論、巧妙なる彼等に乗ぜられて、うかつに利用せられざること。
 - ② 確固不拔の國家觀念を堅持して世の謠言に動ぜざること。
 - ③ かゝる態度を以つて營む日常生活に於て、若し怪訝なる人物乃至は出來事を發見したる場合には、直ちに警察若くは憲兵に連絡して之が眞相を逸早く究明すること。
- に要約しうらと思ふ。

言ふまでもなく外^{スパイ}謀犯は被害の主體が國家であつて其の被害たるや實に測るべからざるものがあるのである。今や、銃後國民の生活は一として戰時體制に改組せられざるはないのであるが、防諜のとたる之を單に少數取締官憲の手に委ねて晏如とすることなく、須らくわれ／＼一億の國民が二億の活眼を開いて之に當らねばならぬものであり、それは正に邦家形成の一因子として民族當然の責務であらねばならぬ。

今回の南支方面渡洋作戰に關しては、船舶及部隊の動きなどを自ら外部に漏洩し種々の臆測が行はれ、言論界又は株式界の評判となり、或は外交團の話題となるなど防諜上實に寒心に堪へないものがあつた。大本營は機密保持の爲め一大決心をもつて之が準備業務に關し執務上多大の不便を忍び、數人の主任者以外には絶對連絡を禁じたる爲め、南支作戰決行の時日及地點に關しては部内に於ても全く不意打ちとなつた。單に敵のみ不意打ちをやられたのではない。國民は此の南支上陸の大成功と防諜の苦心とを併せ考へ、一層軍機保護に對して注意を喚起し、軍機保護法の徹底に關し努力せられん事を望む。

(昭和十三年十月十四日 大本營陸軍部報道部長談)

附

錄

●軍機保護法 (昭和十二年法律第七十二號)

第一條 本法ニ於テ軍事上ノ秘密ト稱スルハ作戰、用兵、動員、出師其ノ他軍事上秘密ヲ要スル事項又ハ圖書物件ヲ謂フ

前項ノ事項又ハ圖書物件ノ種類範圍ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者ハ六月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

軍事上ノ秘密ヲ公ニスル目的ヲ以テ又ハ之ヲ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄スル目的ヲ以テ前項ニ規定スル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第三條 業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ四年以上ノ懲役ニ處ス

第四條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者之ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄

シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第五條 偶然ノ理由ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ六月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

偶然ノ理由ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

第六條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ收集シ又ハ漏泄スルコトヲ目的トシテ團體ヲ組織シタル者又ハ其ノ團體ノ指導者タル任務ニ從事シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

情ヲ知リテ前項ノ團體ニ加入シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第七條 業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者過失ニ因リ之ヲ他人ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲クルモノニ付測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

一 軍港、要港又ハ防禦港

二 保壘、砲臺、防備衛所其ノ他ノ國防ノ爲建設シタル防禦營造物

三 軍用艦船、軍用航空機若ハ兵器又ハ陸軍大臣若ハ海軍大臣所管ノ飛行場、電氣通信所、軍需

品工場、軍用品貯藏所其ノ他ノ軍事施設

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ前條第一項ノ防禦營造物又ハ軍事施設ノ周圍ノ地域ニシテ陸軍大臣又ハ海軍大臣所管ノモノニ付區域ヲ定メ其ノ區域ニ付測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複寫又ハ複製ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者亦前條第二項ニ同シ

第十條 許可ヲ得ス若ハ許可ニ付シタル條件ニ違反シ又ハ詐僞ノ方法ヲ以テ許可ヲ得テ第八條第一項第二號若ハ第三號ニ掲クルモノニシテ同條ノ禁止若ハ制限ニ係ルモノ又ハ前條第一項ノ區域ニ侵入シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 第八條第一項又ハ第九條第一項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反スル行爲ヨリ生シタル圖書物件ヲ他人ニ交付シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ圖書物件ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ交付シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ防空其ノ他國土防衛ノ爲軍事上ノ秘密保護ノ必要アルトキハ命令ヲ以テ空域、土地又ハ水面ニ付區域ヲ定メ左ニ掲クル行爲ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

一 其ノ區域ニ於ケル航空

二 其ノ區域内ノ氣象ノ觀測又ハ其ノ區域内ノ水陸ノ形狀若ハ施設物ノ狀況ノ測量若ハ空中、高所ヨリノ撮影又ハ其ノ複寫若ハ複製

前項第一號ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處シ同項第二號ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第一項第二號ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反スル行爲ヨリ生シタル圖書ヲ他人ニ交付シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ圖書ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スルモノニ交付シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ演習又ハ兵器實驗等ニ際シ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ演習又ハ實驗等ヲ行フ空域、土地又ハ水面及其ノ周圍ノ地域ニ付區域及期間ヲ定メ之ニ出入スルコトヲ一時禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ開港場以外ノ水面ニ付區域ヲ定メ外國船舶ノ之ニ出入スルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル船舶ノ長又ハ其ノ職務ヲ執ル者ハ五年以下ノ懲役又ハ三百圓以上二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ情狀重キトキハ其ノ船舶ヲ沒收ス

第十五條 第二條乃至第六條、第八條第二項、第九條第二項、第十條、第十一條、第十二條第二項乃至第四項及第十三條第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十六條 第二條乃至第五條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ三月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第二條乃至第五條ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者亦前項ニ同シ

第十七條 第六條、第八條第二項、第九條第二項、第十條、第十一條、第十二條第二項乃至第四項又ハ第十三條第二項ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 本法ノ罪ヲ犯シ因テ得タル財物ハ犯人以外ノ者ニ屬セサルトキニ限り之ヲ沒收ス其ノ財物カ犯人以外ノ者ニ屬シ又ハ消費其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價格ヲ追徴ス

第十九條 第二條乃至第五條、第七條、第八條第二項、第九條第二項、第十一條又ハ第十二條第二項

乃至第四項ニ規定スル犯罪行為（未遂罪ノ場合ヲ含ム）ヲ組成シタル物又ハ其ノ犯罪行為ヨリ生シタル物ハ裁判ニ依リ沒收スル場合ヲ除クノ外何人ノ所有ヲ問ハス行政ノ處分ヲ以テ之ヲ沒取スルコトヲ得

前項ノ沒取ニ關スル手續ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 第二條、第六條、第八條第二項、第九條第二項、第十二條第二項、第十五條又ハ第十六條第一項ノ罪ヲ犯シタル者未ダ官ニ發覺セザル前自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除ス

第二十一條 第二條乃至第七條、第八條第二項、第九條第二項、第十一條、第十二條第二項乃至第四項及第十五條乃至前條ノ規定ハ何人ヲ問ハズ本法施行地外ニ於テ其ノ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

●要塞地帶法（明治三十二年法律第五號）

第一條 要塞地帶トハ國防ノ爲建設シタル諸般ノ防禦營造物ノ周圍ノ區域ヲ云フ

第三條 要塞地帶ハ陸地ト海面トヲ問ハス之ヲ三區ニ分チ各區ノ幅員ハ左ノ區別ニ從ヒ陸軍大臣之ヲ定メ並之ヲ告示ス其ノ之ヲ變更スル場合亦同シ但シ陸軍防禦營造物ノ地帶及第七條第二項ノ區域カ海軍防禦營造物ノ地帶及第七條第二項ノ區域ト相關聯スルカ或ハ軍港要港又ハ海軍用地ニ係ル

場合並陸軍用地カ海軍防禦營造物ノ地帶及第七條第二項ノ區域ト相關聯スル場合ニ於テハ陸軍大臣海軍大臣協議ノ上之ヲ定メ連署シテ告示ヲ爲スコトヲ要ス

第一區 基線ヨリ測リ二百五十間以内及基線ト防禦營造物間ノ區域

第二區 基線ヨリ測リ七百五十間以内

第三區 基線ヨリ測リ二千二百五十間以内

第七條 何人ト雖要塞司令官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ要塞地帶内水陸ノ形狀ヲ測量、撮影、模寫、錄取シ又ハ要塞地帶内ヲ航空スルコトヲ得ス

前項ノ規定ハ要塞地帶外ト雖第三區ノ境界線ヨリ外方三千五百間以内ノ區域ニ於テ之ヲ適用ス航空ノ許可ニ關シテハ要塞司令官ハ陸軍大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十二條 第七條及第九條ノ禁ヲ犯シタル者ハ一年以下ノ懲役若ハ十一日以上ノ拘留又ハ五十圓以下ノ罰金若ハ二圓以上ノ科料ニ處ス第八條ニ依リ要塞司令官ニ退去ヲ命セラレ其ノ命ニ從ハサル者亦同シ

第二十三條 第七條及第九條ノ罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ未遂罪ノ例ニ照シテ處斷ス

●刑 法

第八十一條 外國ニ通謀シテ帝國ニ對シ戰端ヲ開カシメ又ハ敵國ニ與シテ帝國ニ抗敵シタル者ハ死刑ニ處ス

第八十五條 敵國ノ爲メニ間諜ヲ爲シ又ハ敵國ノ間諜ヲ幫助シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

軍事上ノ機密ヲ敵國ニ漏泄シタル者亦同シ

●警察犯處罰令 (明治四十一年內務省令第十六號)

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス
(第十六號) 人ヲ誑惑セシムヘキ流言浮説又ハ虛報ヲ爲シタル者

●陸 軍 刑 法 (明治四十一年四月十日法律第四十六號)

第九十九條 戰時又ハ事變ニ際シ軍事ニ關シ造言飛語ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

●海 軍 刑 法 (明治四十一年法律第四十八號)

第一百條 戰時又ハ事變ニ際シ軍事ニ關シ造言飛語ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

●出 版 法 (明治二十六年法律第十五號)

第十八條 外交軍事其ノ他官廳ノ機密ニ關シ公ニセサル官ノ文書及官廳ノ議事ハ當該官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

法律ニ依リ傍聽ヲ禁シタル公會ノ議事ハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

第二十一條 軍事ノ機密ニ關スル文書圖書ハ當該官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

第二十八條 第十六條、第十七條、第十八條、第二十一條ニ觸ル、文書圖書ヲ出版シタルトキハ著作
者、發行者ヲ十一日以上一年以下ノ「輕禁錮」又ハ十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條、第二十條ニ依リ發賣頒布ヲ禁セラレタル文書圖書ヲ發賣頒布シタル者罰前項ニ同シ
其ノ未タ發賣頒布セサル文書圖書ハ之ヲ沒收ス

●新 聞 紙 法 (明治四十二年法律第四十一號)

第二十條 新聞紙ハ官署又ハ法令ヲ以テ組織シタル議會ニ於テ公ニセサル文書又ハ公開セサル會議ノ
議事ヲ許可ヲ受ケスシテ掲載スルコトヲ得ス請願書又ハ訴願書ニシテ公ニセラレサルモノ亦同シ

スパイに関する國民の心得

- 一、スパイは凡有る手段で我々を誘惑買収し機密情報入手せんと企んで居りますから如何なる好餌巧言を並べても決して之に乗ぜられぬ様警戒致しませう。
- 二、流言蜚語に惑はされない様、銃後の護りを固くしませう。
- 三、國防上機密を要する事務に従事する方、又は軍需品工場に關係ある方は絶対に其機密を漏洩しない様固く言動を慎しませう。
- 四、機密書類の保存は嚴重にし重要事項を記載した謄寫版原紙、紙屑類は焼き捨てませう。
- 五、軍需品工場の參觀者には特に注意し機密の部分は特別の關係者以外に見せぬ様注意致しませう。
- 六、官公署、市町村役場、銀行、會社、商工會議所、其他各種組合等の發刊する統計書、年鑑、其他各種調査資料は間諜に利用され易いですから其調製配布は慎重に致しませう。
- 七、國情調査の疑ある各種照會問合せがありましたら回答前必ず警察に相談して下さい。
スパイは表面商取引其他の用件に見せかけ、例へば軍需工場其他重要工場にその生産能力、作業

狀況等を照會することがあります。特に官公署、商工會議所、銀行、會社、工場、組合等に於ては各種照會に就て豫め警察と連絡して一々吟味して決して不用意に回答しないで下さい。

八、皇軍の作戰用兵又は編制、動員等、軍機に亘る談話は慎しませう。

戦地より歸還せられた方、又は出征將兵の遺家族の方は軍機を漏さぬ様特に注意しませう。

戦地よりの通信には軍機に屬する事が書いてあることがありますから濫りにその内容を發表しない様にしませう。

支那やソ聯軍憲では通信の開披檢閲をしてゐますから右方面への通信には特に機密事項を載せない様氣を付けませう。

九、觀光客の案内人、カフェーの女給、藝妓等、常に客に接する者は説明や談話等に際して機密事項を口外しない様特に注意しませう。

十、軍事施設や空襲の目標になり易い發電所、變電所、水源地、貯水池、高層建築物を撮影しない様に致しませう。

神戸市、西宮市、尼崎市、武庫郡一帶は空中、高所よりの撮影が法律により禁止せられてゐます

防 諜 標 語

- 掛けよ一億、防諜マスク
- 國と機密は無言で護れ
- 極秘極秘で軍機は漏れる
- 一言漏れて萬策空し
- スパイ防止は銃後の務、口と心に赤襷
- 物知り顔はスパイの好餌
- 一億一心防諜報國
- 踊る間諜許すな心
- 世間話に調子が乗れば知らず知らずに秘密が漏れる
- 防諜は玄關口の港から
- 一寸待て言うて良い事悪い事

- 親しき仲にも軍機は秘密
- 赤心防諜祖國の護
- 漏すな一言「スパイ」は躍る
- 知つたか振りは軍機を破る
- 是れ位と言つた一言一大事
- 軍機の戸となれ楯となれ
- 知るを自慢に語るな軍機
- 訊くな觸れるな漏すな軍機
- 護る軍機は妻子も他人
- 武器持つ敵より武器なきスパイ
- 開け活眼見破れスパイ
- 防諜は取締りより相互の自覺
- 誰にもいふなで軍機が漏れる

387
482

- 酔うた氣嫌でもらすな機密
- 忘るな君恩漏すな機密
- 仕事は精密軍機は秘密
- 心の隙から入込むスパイ
- 劔とるも機密を守るも國の爲
- 壁に耳あり巷にスパイ
- 千の敵より一人のスパイ
- 防諜は誰にも出来る御奉公
- 見える敵より見えないスパイ
- スパイの耳は目で見えぬ
- 咲いた話に軍機が漏れる
- 銃後の守りはスパイ防止から

昭和十三年十二月廿二日印刷
昭和十三年十二月廿五日發行

〔定價金十錢〕

編輯兼發行人 岡村 泰
兵庫縣廳外事課内
兵庫縣防諜研究會

印刷人 平野 淳太郎
神戸市湊東區相生町三丁目五六
印刷所 株式會社 神戸社印刷所



7
1
2